

法人税法

本試験問題

〔第一問〕

問2 甲証券取引所市場第一部に上場しているC社は、平成22年9月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項（参考の法令参照）及び同社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付けを行うことを決議し、その翌日に下記の内容の電子公告を行って、その旨を乙新聞に掲載した。

D社は、平成22年9月21日に、株式市場を通じてC社の普通株式100,000株を1株当たり510円で取得した後、C社の公開買付けに応じ、同月24日にその全部をC社に対して490円で譲渡した。なお、D社が譲渡により交付を受けた1株当たりの金銭の額のうち、C社の資本金等の額から成る部分は300円である。

この場合のC社及びD社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の事業年度における法人税法上の取扱いを簡潔に説明しなさい。

〔自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関する公告の内容〕

- (1) 買付け等の目的
経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とするとともに、資本効率の向上と株主への一層の利益還元を図るため。
- (2) 自己株式の取得の内容
 - ① 取得する株式の数 普通株式2,000,000株（上限）
（発行済株式総数に対する割合 25%）
 - ② 株式の取得価額の総額 1,000,000,000円（上限）
 - ③ 株式の取得期間 平成22年9月16日から平成22年10月26日まで
- (3) 買付けの概要
 - ① 買付けの期間 平成22年9月16日から平成22年10月18日まで
 - ② 買付けの価格 1株につき490円
 - ③ 買付け予定株式数 2,000,000株
 - ④ 買付けに要する資金 990,000,000円（買付代金、手数料その他の費用の見積額の合計）

〔第二問〕

1 前期は悪化した市況の影響を大きく受けたことに加え、新規に取得した固定資産の償却費負担が重荷となって営業損失を余儀なくされ、法人税申告も300,000,000円の欠損金額であった。
一方、前々期の法人税申告の所得金額は200,000,000円であったので、前期の欠損金額のうち200,000,000円を前々期に繰り戻して法人税額の還付を請求し、前期の欠損金額のうち還付金額の計算の基礎となった金額を除いた残額を当期に繰り越している。
これにより、平成22年8月2日に59,360,000円の法人税額の還付を受け、その全額を雑収入に計上している。

2 甲社が設置し、専任の専門研究員や補助者を擁するB研究所の主な役割は、次の3点である。

- ① 主力製品の化学薬品につき、高付加価値製品の開発
 - ② 食品の鮮度保持に資する、農産物を原料とする安全な添加物の開発
 - ③ 食品輸送時における鮮度保持に用いる包装資材の開発
- 甲社は、これらの発明及び考案に係る試験研究に毎年、営業利益の相当部分を占める投資を行い、それに要する原材料費、人件費及び経費を試験研究費勘定に経理している。当期及び前3期の製品の売上金額と試験研究費勘定の金額は次表のとおりである。

なお、前期から繰り越された税額控除限度超過額が30,288,000円ある。

（単位：円）

事業年度	製品の売上金額	試験研究費勘定の金額
自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	3,800,000,000	285,000,000
自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	4,000,000,000	251,600,000
自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	3,464,000,000	252,400,000
自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	3,900,000,000	398,000,000

TAC予想問題

●全国公開模試 〔第一問〕

問1 甲株式会社（以下「甲社」という。）の資本金の額は1億2千万円（資本剰余金の額はなく、法人税法上の資本金等の額も同額である。）であるが、資本金等の額を1億円以下にすることを検討している。

この場合、想定される方法（解散、組織再編成及び組織変更による方法を除く。）を2つ挙げ、甲社における資本金等の額及び利益積立金額の異動についてそれぞれ説明しなさい。

なお、甲社の発行済株式はすべて普通株式であり、代表取締役及びその同族関係者が100%所有している。

また、想定した方法の実施に当たり、会社法等による必要な手続きは適正に行われるものとする。

●直前予想 第2回 〔第二問〕

Ⅱ. 前期までの所得金額、納税額の状況

(2)

① 前期においては、別表4の最終値は欠損金額20,050,000円となっている。この欠損金額については、法人税法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）を受けるべく、前期の確定申告において手続きをとっており、当期において請求どおりに還付されている。還付額は各自計算すること。

●実力完成 第3回 〔第二問〕

V. 1 販売費及び一般管理費について

(6) 試験研究費

試験研究費勘定38,862,500円の内訳は、次のとおりである。

- ① 原材料費 2,800,000円
- ② 専任研究員分の給与 8,500,000円
- ③ 研究施設の事業に従事する事務職員分の給与 1,300,000円
- ④ 試験研究用の減価償却資産の減価償却費及び圧縮損（上記③参照） 2,906,250円
- ⑤ ①～④の他、租税特別措置法第42条の4第12項に規定する試験研究費に該当する費用 23,356,250円

また、過去5年間の各事業年度における試験研究費の額及び売上高の推移は、以下のとおりである。

事業年度	試験研究費の額	売上高
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	30,000,000円	984,215,600円
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	36,000,000円	1,123,985,700円
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日	32,000,000円	1,214,993,600円
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	31,000,000円	1,242,560,400円
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	（各自算定）	1,218,460,300円

- 3 B 研究所では、平成22年6月3日に現金20,000,000円が紛失している事実が発覚した。調査の結果、研究員であり研究費に関する現金出納の責任者であるAが同年4月から5月にかけて持ち出したことが明らかとなったため、甲社ではこの金額を雑損失に計上した。

甲社はAに対して責任を問い、その弁済を求めたところ、Aは謝罪し、弁済する意向を示して辞職した。その後、Aは他の研究機関に職を得ているが、十分な待遇を得られず、全額の弁済は困難な状況にある。甲社は弁護士を通じてAと交渉中であり、持ち出した金額の60%相当額を年賦にて支払うとの合意が得られる見込みであるが、当期末までに確定していない。

- 4 役員に対する給与について、次の事実がある。

- (1) 甲社は、平成22年5月25日に開催された定時株主総会で、前職務執行期間と同額の役員給与を支給する旨を決議している。

B 研究所長を務める取締役Wは、その職務につき前記3の現金持ち出しに関して監督責任を問われ、同年6月10日に開催された取締役会の決議により、研究所長の役職を解かれて担当業務の定めがない取締役となった。これにより、各月の役員給与を1,200,000円であったところ1,000,000円に減額することとし、本人の了承を得て、同月から期末まで同額の支給をしている。

なお、Wは使用人としての職務を担当していない。

- (2) 甲社の取締役W、R及びTの3名については、平成22年5月25日に開催された定時株主総会の決議により、当職務執行期間の役員給与として同年6月及び12月にそれぞれ500,000円を支給する旨を定め、提出期限までに所轄税務署長に事前確定届出給与に関する届出書を提出している。

このうちWに対しては、前記1の職務内容の変更に伴う減給により、事前確定届出給与についても変更の届出をしないまま一部を減額した300,000円を6月及び12月に支給している。また、R及びTに対しては、6月及び12月ともに定時株主総会の決議どりの金額を支給している。

なお、R及びTはいずれも使用人としての職務を担当していない。

- 5 甲社が当期において、その得意先や関係する者に対して行った接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出した金額及び会議、イベントに関連して支出した金額に関する事項は、次のとおりである。

- ① 接待及び贈答に要した費用の額10,000,000円が損益計算書の交際費勘定に経理されている。なお、甲社では、飲食店から発行された領収書に参加した者の氏名と人数を付記して保存している。
- ② 前記①の交際費勘定には、取引先との飲食に要した費用で一人当たり5,000円以下の金額の合計額1,000,000円が含まれている。
- ③ 会議費勘定には、社外の会議室を借用した際の使用料2,000,000円、会議中の食事代（弁当及びお茶代）800,000円のほか、会議終了後に著名な料亭で得意先と社内の特定の者が飲食した際の費用2,500,000円が含まれている。
- ④ 平成23年3月25日にコンベンションホールで得意先や報道関係者を招待して新製品の発表会を開催し、新製品の機能・効能などの紹介と販売方法についての説明を行った。コンベンションホールの使用料1,000,000円と発表会終了後の宴会場での懇親パーティー費用3,000,000円は期末までに請求書が未到達であったので、当期では何らかの経理処理をせず、翌期に支払った際にそれぞれ会議費及び交際費として経理されている。
- ⑤ 営業担当の取締役Iに対して支出した150,000円が貸貸対照表の仮払金勘定に含まれている。その精算の状況を調べた結果、当期末までに8名の取引先との飲食費として100,000円が使用されていたが、翌期に仮払金を精算した際に交際費として経理されている。

●判例テキスト

5. 損失と損害賠償請求権

X社は、卸売業を営む株式会社である。当期末において、X社の常務取締役Yが、X社の売上金18,000,000円を除外し、これを私的に流用していたことが判明した。

この場合におけるX社の課税関係について、根拠となる法令を示しつつ、理由を付して簡潔に説明しなさい。

●実力完成 第5回 [第二問]

Ⅳ. 当期分の申告に関して確認した事項

3. 人件費等のうち、特に留意すべき事項

(1) 役員報酬

- ① 甲社は、毎期定時株主総会により取締役報酬及び監査役報酬の総支給限度額を定め、その後の取締役会において各人ごとの毎月の支給額を定めることとしている。なお、当該定めの対象とされる支給期間は毎期その事業年度の6月から翌事業年度の5月までである。

当期に関しては、平成22年5月27日に開催された定時株主総会及びその後に開催された取締役会において、平成22年6月から平成23年5月までの1年間に係る取締役報酬及び監査役報酬についてその支給額等を定めている。

中略

- ③ 前期及び当期において定めた各人ごとの毎月支給額は次のとおりである。

イ ○尾A太に対する報酬

・前期に定めた金額：月額 100万円

(平成21年6月～平成22年5月支給)

・当期に定めた金額：月額 120万円

(平成22年6月～平成23年5月支給)

●直前予想 第3回 [第二問]

8. 役員給与に関する事項

- (2) 役員分として支給した金額のうち、代表取締役であるA氏に対する支給額及び取締役人担当であるB氏に対する支給額のうち、それぞれ15,000,000円及び12,000,000円は毎月定額を支給した金額であり、残りの3,000,000円は6月と12月にそれぞれ1,500,000円を支給した金額である。

なお、A氏とB氏に6月と12月に支給した金額については法人税法第34条第1項第2号に規定する事前確定届出給与に関する届出を所定の期限内に所轄税務署長あてに提出しているが、A氏分として届け出た金額はそれぞれ2,000,000円、B氏分として届け出た金額はそれぞれ1,500,000円であった。

●実力完成 第2回 [第二問]

資料6. 交際費等に関する事項

- (1) 甲社は当期において4,500,000円を損金経理により交際費勘定に計上しているが、次のものが含まれている。

なお、これら以外のものについては、租税特別措置法第61条の4第3項に規定する交際費等に該当するものである。

- ① 前期の3月30日に得意先を接待（参加人数5人）した際に生じた飲食費で、仮払金として処理していた金額の消却額
…100,000円

- ② 甲社従業員の親族の死亡に際して支出した香典及び花輪代（社内慶弔規定によるもの）
…125,000円

- ③ 得意先の接待終了後、甲社の従業員（参加人数8人）のみで食事をした際の飲食費
…40,000円

- (2) 当期の3月26日に得意先を高級レストランで接待（参加人数10人）した際に要した費用350,000円については、当期末現在請求書が届いていないため、何ら処理をしていない。

ズバリ的中!

6 減価償却資産について、次の事実がある。

- (1) 化学薬品の試験研究用設備である分析・計測装置及び純水製造装置並びに薬品管理システムを8年前に導入して試験研究の用に供してきたが、当期にこれらをより精度の高い設備に更新した。旧来の設備そのものは未だ使用に耐え得るが、新規の設備に比べて効率が低く、また、エネルギー多消費型である。このため、使用をすることを止めているが、これらの設備は甲社の発展の基礎材料であり、技術の発展の歴史的な意味合いもあるので、スクラップとせず展示品として永く保存することとし、使用されていた状況のまま記念室に展示して一般に公開している。

甲社では、これらの設備の未償却残高6,000,000円を除却損として、特別損失に計上している。

- (2) 当期首に5,000,000円で購入して直ちに使用を開始した新品の食品包装材料用製品の梱包機について、甲社は使用に耐える期間を3年と見積もり、これを耐用年数として定率法により計算した減価償却費を計上している。

なお、この梱包機は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の次の種類の設備に該当する。

別表第二 機械及び装置の耐用年数表

番号	設備の種類	細目	耐用年数
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	その他の設備 その他のもの	8

- 8 甲社が発行済株式の80%を有するS工業社（以下「S社」という。）より、甲社が将来の工場用地として保有する土地を、倉庫の建設用地として譲り受けたいとの申し出が平成22年8月2日にあった。

甲社では、現在の市況では工場建設の目処が立たず、遊休地のまま保有せざるを得ない状況にあったことから、これをS社に売却し、その代金で研究開発設備を更新することとし、同年9月10日に80,000,000円でS社に売却した。S社は購入後直ちに倉庫の建設に着手し、平成23年4月の完成後、引き続いて事業の用に供している。

甲社における当該土地の譲渡直前の帳簿価額は50,000,000円であったので、譲渡益30,000,000円を特別利益に計上している。なお、譲渡時における当該土地の市場価格は、不動産鑑定士の鑑定及び不動産流通会社の査定を踏まえると90,000,000円であった。

- 9 甲社は、5年前に中部圏地域における食品部門の販路を拡大するため、出資割合を甲社60%、地元企業を40%とするF販売社（以下「F社」という。）を設立した。当初の予想に反して販売実績は計画の60%程度の達成率で、利益を生み出すことができず、相当程度の債務超過となって経営が危機的な状況となった。このため、F社の関係者で再建計画を作成してその可能性を検証したところ、今後数年で利益が得られる見込みとなった。

この再建計画では、甲社がF社に賃貸しているF社営業所用の土地建物を無償でF社に提供し、F社はこれを他に転売してその譲渡代金で金融機関に借入金を返済する、また、金融機関及び一般の債権者はF社に対する債権の一部を切り捨てるとともに、残額の弁済を一定期間猶予することについて、利害の対立する複数の当事者間で合意が成立している。

甲社は自社の株主の同意を得て、平成23年2月25日に当該土地建物を無償でF社に提供し、その帳簿価額100,000,000円を特別損失に計上している。なお、F社への提供時における当該土地建物の市場価格は、不動産鑑定士の鑑定及び不動産流通会社の査定を踏まえると95,000,000円であった。

●全国公開模試 〔第二問〕

5. 減価償却等

- (3) 平成17年4月に購入し、事業の用に供していた機械装置P（法定耐用年数8年、当期首における帳簿価額は1,200,000円である。）が平成22年4月に故障し、修理不能の状態になったため、甲社はその使用をやめ、そのまま放置した。

当該機械装置について、今後通常の方法により事業の用に供する可能性はないと認められることから、甲社は当期末における帳簿価額から処分見込価額を控除した金額60万円を当期の損失に計上している。

以下、省略

●実力完成 第1回 〔第二問〕

資料2. 固定資産等

種類	取得価額	期首 帳簿価額	当期償却費	法定 耐用年数	備考
略					
機械装置B	6,000,000円	—	1,878,000円	8年	②2
略					

②2 平成22年8月10日に取得し事業の用に供したものである。

●直前対策補助問題 第3回 〔問題〕

V. 当期の決算、申告に関して確認した事項

1. 貸貸対照表に関する事項

(9) 関係会社株式

甲社の80%子会社である乙株式会社（以下、「乙社」という）の株式の帳簿価額のみである。なお、甲社は株式を数年前の乙社の設立以来継続して保有している。

2. 損益計算書に関する事項

(5) 特別利益

(2) 固定資産売却益

乙社に対して、平成22年7月に土地を60,000,000円で譲渡した際の当該譲渡対価の額と土地の帳簿価額53,950,000円との差額を計上したものである。

なお、当該土地の譲渡時における価額は、70,000,000円であった。

●実力完成 第1回 〔第一問〕

問2

- (3) C社は、当期において、子会社である乙株式会社（以下「乙社」という。）に対して、無利息貸付けを実施した。この場合におけるC社の法人税法上の取扱いを簡潔に説明しなさい。

また、当該無利息貸付けが、乙社の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである場合におけるC社の法人税法上の取扱いを簡潔に説明しなさい。

ズバリ的中!